

岸和田市観光振興計画推進委員会委員の選考に関する要領

1 目的

この要領は、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例（平成 17 年条例第 24 号）及び岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）に基づき、岸和田市観光振興計画推進委員会の公募委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選考方法

（1）岸和田市観光振興計画推進委員会公募委員選考審査会

- ① 応募書類により、公募委員選考審査会で、資格審査と書類審査により選考する。
- ② 選考委員長は、魅力創造部長とし、選考委員は、産業政策課長、農林水産課長、観光課長、文化国際課長の4名とする。

（2）資格審査

次の資格を満たしているかを審査する。

- ① 18 歳以上の者
- ② 市内在住・在勤・在学のいずれかの者
- ③ 本市の他の委員の職にない者
- ④ 本市市議会議員又は本市職員でない者

（3）書類審査

提出いただいた 800 字程度のレポートを、「3 選考基準」に基づき審査する。

3 選考基準

（1）総合点（120 点満点）のうち、得点上位 2 名の方を公募委員として選考する。

ただし、満点の 6 割（72 点）以上の得点がある場合に限る。

（2）「総合点（120 点満点）」

＝「段階評価」 委員 1 名あたり 30 点満点×委員 4 名＝120 点満点

（3）段階評価

下記の 6 項目について、各 5 段階（1～5 点）で評価する。

（配点…6 項目×5 点×4 名＝120 点満点）

- ① 今回の取り組みに対する参加の意欲・熱意は感じられるか。
- ② 論点整理はなされているか。
- ③ 社会状況や本市の観光の状況について理解しているか。
- ④ 提案内容が明確であり、かつ具体的であるか。
- ⑤ 提案内容に実現性・実効性があるか。
- ⑥ 委員としての責務を認識し、公平性を有しているか。

4 その他

（1）選考審査の際は、応募者の氏名等は明示せずに選考する。

(2) 審査期間は、応募の締切り後2週間程度とします。

(3) 選定結果は、応募者全員に通知し、被選考者氏名を公表します。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、市長が市民公募委員を決定した日に限り、その効力を失う。